

議案第 5 9 号

専決処分の承認について《京丹後市税条例の一部改正について》

京丹後市税条例の一部改正について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第7号

専決処分書

京丹後市税条例（平成16年京丹後市条例第80号）の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

京丹後市長 中山 泰

京丹後市税条例の一部を改正する条例

京丹後市税条例（平成16年京丹後市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「運転免許証」の次に「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）」を加え、「交付年月日及び」を「運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3

項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の3中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の京丹後市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)新旧対照表

現行	改正案
京丹後市税条例 平成16年4月1日 条例第80号 目次 (略) 第1条～第81条の8 (略) (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エ_____に掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの_____又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの_____又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ (略) (2)・(3) (略) 第83条～第88条 (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号	京丹後市税条例 平成16年4月1日 条例第80号 目次 (略) 第1条～第81条の8 (略) (種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円 エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ (略) (2)・(3) (略) 第83条～第88条 (略) (種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号

現行	改正案
に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により、その日までに申請することが著しく困難であると認められるときは、この限りでない。 (1)～(4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力 _____ (6)～(8) (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 (略) 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者又</u> _____は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。) _____を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付し	に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により、その日までに申請することが著しく困難であると認められるときは、この限りでない。 (1)～(4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力<u>(第82条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)</u> (6)～(8) (略) 3 (略) (身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 (略) 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))</u>を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付

現行	改正案
<u>14</u> (略) <u>15</u> (略)	<u>る。</u> <u>15</u> (略) <u>16</u> (略) <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>(固定資産税に関する経過措置)</u> <u>第2条 この条例による改正後の京丹後市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u> <u>(軽自動車税に関する経過措置)</u> <u>第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u>

令和7年4月1日施行

No.	改正条項	形態	内容	地方税法等の関係法令
1	(種別割の税率) 第82条第1号	規定の整備	＜軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直し＞ 二輪の原動機付自転車のうち、「総排気量が50ccを超え125cc以下であり、かつ、最高出力が4.0kW以下のもの」を第一種原動機付自転車に新たに追加されたことにより、軽自動車税種別割の税率区分に新たな区分基準を設定するもの。	地方税法第463条の15
2	(種別割の減免) 第89条第2項	規定の整備	＜軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備＞ 税率区分の見直しにより、減免を受けようとする場合に申請書に記載すべき項目について、今回新規に追加する税率区分の車両については「総排気量及び最高出力」を記載する旨規定するもの。	地方税法第463条の23
3	(身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条第2項・第3項	規定の整備	＜マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備＞ 身体障害者が利用する軽自動車に係る種別割の減免申請の際に提示することとされていた本人又は常時介護する者の運転免許証に加えて、個人番号カードに紐づいた運転免許証を提示することができる規定を整備するとともに、提示した免許証の番号や有効期限等について記載した書類を提出する義務がある旨等を規定するもの。	地方税法第463条の23

No.	改正条項	形態	内容	地方税法等の関係法令
4	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 附則第10条の3第14項	規定の整備	＜申告書の提出がない場合でも要件に該当する場合は減額を適用できるとする規定の追加＞ 特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、大規模修繕を行った家屋に課される固定資産税の減額措置を受ける場合は、当該規定の適用があるべき旨の申告書の提出が必要とされているが、一定の要件が認められる場合は申告書の提出がない場合であっても当該措置の適用が可能となる規定を追加するもの。	地方税法附則第15条の9の3